

大学機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

沖縄県立看護大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	7
	領域2 内部質保証に関する基準	11
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	19
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
	領域5 学生の受入に関する基準	31
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	37
	基準の判断 総括表	37
	看護学部看護学科	38
	保健看護学研究科	54

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 沖縄県立看護大学
- (2) 所在地 沖縄県那覇市与儀1丁目24番1号
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	看護学部看護学科
大学院課程	保健看護学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和2年5月1日現在）

学生数	学部329人、大学院27人
教員数	専任教員：37人、助手：5人

2 大学等の目的

1. 大学の使命

本学の使命は、沖縄の地理・歴史・文化、看護を取り巻く今日的状況および社会的要請、また、グローバル化・情報化の進む社会における人々の健康上のニーズを踏まえて、看護を科学的に実践できる質の高い人材を育成することである。すなわち、保健医療福祉の分野において、県民の期待に応えうる、質の高い看護職者の育成を図り、同時に看護の教育、研究および継続教育の中核的機関として看護実践および学術的發展に寄与することである。

保健医療福祉の分野における沖縄県民の期待とは、すべての県民が健やかに安心して暮らせるよう、「いつでも」「どこでも」「誰でも」適切な保健医療サービスが受けられることである。沖縄県は多くの離島・へき地を抱えると同時に、国内有数の人口密度の高い中核市も有しており、県内各地の文化や生活環境、社会資源、健康上の課題は多様であることから、看護職者には多様なニーズへの対応能力が求められている。

2. 大学の教育理念・目的と教育目標

1) 本学の教育理念は、設置の趣旨に基づき、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を養い、多様化・国際化の進む社会で幅広い視野をもち、看護を科学的に実践できる看護職者を育成し、人々の健康と福祉に貢献することである。

2) 教育の目的は、豊かな人間性と幅広い学識を涵養し、保健看護活動において判断力と問題解決力を有する質の高い看護職者を育成すること、同時に看護の教育、研究および実践を通して学術的發展を図ることである。

3) 教育目標

A: 学部の卒業生像と教育目標

学部では広い視野をもち、あらゆる場で個人、家族、集団、地域を対象に保健看護を実践できるジェネラリストを育成する。具体的には、時代の変化に即して主体的にものごとを考え、良識ある社会人および看護職者として行動できる人であり、県内の離島・へき地はもちろん、県外および国外を含め、それぞれの地域の保健医療上の課題を自らのこととして捉え、他者と協働連携しながら、社会のために必要な役割を發揮できる人である。したがって、本学の卒業要件には看護師と保健師両方の国家試験受験資格の取得が含まれており、いわゆる統合カリキュラムを導入している。

教育目標は以下のとおりである。

- (1) 生命の尊厳を尊重する倫理観を備えた豊かな人間性を養う。
- (2) 常識ある社会人としての知性と豊かな感性を高め、創造力を養う。
- (3) 看護の専門職者に必要な知識・技術・態度を修得し、科学的な根拠に基づく判断と問題解決の能力を養う。
- (4) 保健・医療・福祉の概念を共有し、関係職種との連携の中で専門職者としての看護の役割を担うことのできる能力を養う。
- (5) 自己の看護実践を振り返るリフレクション能力と生涯学習能力を養う。
- (6) 人間のおかれた地理的文化的特性を理解し、地域に根ざした保健看護活動ができる能力とともに、国際的視野で保健看護活動ができる能力を養う。
- (7) 研究的態度を身につけ、保健看護活動をとおして看護の発展に寄与する能力を養う。

B: 大学院の修了生像と教育目標

大学院では、変化の激しい時代における社会の要請に対応できる専門職者のリーダーを育成する。すなわち、高度な看護ケアを実践できる実践者や学習や教育の原理を統合して看護教育に応用する教育者、研究活動によって新しい看護学の知識の創出に貢献する研究者、地域、県、国だけでなく国境を超えて保健看護活動と新しい学問の創出に貢献できる人材の養成を目指している。

これを実現するための教育目標は、以下の通りである。

- (1) 博士前期課程では、広い視野に立って看護の立場から高度なケアの実践や教育のできる専門的能力、および学識を深めることによって研究能力を養う。

特別研究（修士論文）を選択した者は、博士後期課程の基盤となる教育および研究能力を養う。課題研究を選択した者は、高度なケアの実践者や看護管理者、看護教育者としての専門的能力を養う。高度実践看護者教育課程を選択した者は、その資格に求められる6つの能力（実践・調整・倫理調整・相談・教育・研究）が發揮できる高度な実践者としての能力を養う。

- (2) 博士後期課程では、前期課程での学習基盤の上に、看護分野における研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。

C：別科助産専攻の修了生像と教育目標

別科助産専攻では、沖縄県における母子保健医療上の課題解決に主体的に取り組み、他職種との連携・協働を通し、専門職業人として沖縄県の母子保健医療に貢献できる助産師を育成する。

これを実現するための教育目標は、以下の通りである。

- (1) 沖縄県の抱える課題に応じ、母子の健康を守るとともに現状を改善する能力を養う。
- (2) ライフサイクル各期の女性に対し、母性保健の視点から健康の保持増進の援助ができる能力を養う。
- (3) 助産師として自律するとともに、他職種との連携やチームアプローチを通し、専門職業人として沖縄県の母子保健医療に貢献できる能力を養う。
- (4) 科学的根拠に基づいた助産ケアが提供できるよう自らを教育できる能力を養う。

3. 大学の人材育成に関する目標

本学は、有人離島39島を有する島嶼県に属する看護系大学である。看護専門職者の育成を通して、離島・へき地を含めて保健看護活動を継続発展させることは人材育成のめざすところである。そのため、学部においては島嶼環境を活かして学ぶ保健看護の教育実践（注1）を継続し、保健看護の役割が包括的に担えるよう、全員が看護師と保健師の国家試験受験資格を取得するカリキュラムを維持する。また、看護の行われる場が施設から地域へと移行していく中、多様な場や多様な地域で柔軟に対応できる看護職者を育成する。

沖縄県の母子保健の課題を解決できる助産師の育成も目標の一つである。現在、本学では学部と別科で助産師の養成をしている。学部での助産師教育は、令和4年に予定されている保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により実施が困難となることから、改正後は学部での助産師教育の中止を予定している。それと共に、別科での助産師教育を専攻科へ移行し、助産師教育の充実を図ることを目標にしている。

大学院においては、高度実践者、看護管理者、看護教育者及び自立した看護の研究者の育成を目標にしている。特に、島嶼保健看護の実践・教育・研究の向上に向け、島嶼保健看護領域を新設し（注2）、博士前期課程ではプライマリケアNP（ナースプラクティショナー）の養成も開始した（注3）。カリキュラムの見直しや教育体制の整備、島嶼保健看護学の確立に向け、継続的に取り組む。前期課程の学生のほとんどが有職者であることから、島嶼で勤務する看護職者であっても学べるよう、情報コミュニケーション技術（ICT）を活用した学修環境の整備や大学院設置基準第14条の適用による夜間、休日の授業の開講など、学修環境の整備に務めている。大学院の受験生の確保には努力を要するが、博士課程の前・後期課程共に、ほぼ毎年入学定員を確保している。しかし、専門領域によって修了生数にばらつきがあることから、大学院の入学受入れ方針を定め、将来を見越した計画的な人材育成に取り組んでいる。また、論文指導計画の進捗管理を組織的に支援しつつ、研究指導教員で構成する研究計画検討会などの開催や複数指導体制の導入により、予定年限での修了を目指している。

（注1）平成20年度文科省補助事業「質の高い大学教育推進プログラム」

島嶼環境を活かして学ぶ保健看護の教育実践－生活者の視点と協働能力を育む体系的な臨地実習－

（注2）平成20年度文科省補助事業「組織的な大学院教育改革推進プログラム」

島嶼看護の高度実践指導者の育成

（注3）平成23年度文科省補助事業「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」

島しょにおける「包括的専門看護師の養成」

4 研究に関する目標

本学の研究の目標は、看護学教育の学部から大学院までの教育課程を有する島嶼県の看護大学としての特性を活かし、個々の教員の専門性を活かした研究を推進することである。また、専門分野・領域を超えて大学の共通目標に向かう学際的研究に取り組み、看護実践や看護教育に貢献することである。その中でも、離島・へき地における健康問題や看護実践上の課題に取り組む島嶼保健看護学の発展は、本学が目指すところである。研究の方向性を明らかにし、研究の活性化に向けて、競争的外部資金の獲得、国内外の教育研究機関との交流などの研究支援環境を整え、学術論文の質を向上させる体制づくりにより研究水準の向上を目指し、組織的に取り組んでいる。

5 地域貢献に関する目標

本学の地域貢献活動の目標は、地域住民との協働による健康づくり、島嶼地域の看護職者の人材育成を図ることである。そのために、大学独自の企画だけでなく、那覇市や沖縄県、大学コンソーシアム沖縄等、他機関との連携による取組みを推進する。島嶼地域の看護人材育成については、学部教育や大学院教育との連携を図りつつ、島嶼地域のニーズに即した支援に取り組む。さらに、地域貢献及び地域の看護職者との研究活動の拠点となる沖縄看護実践センター（仮称）の実現を目指す。

6 国際交流に関する目標

本学の国際交流の目標は、学生の国際的な相互交流を通してグローバルな視野を広げ、多様性を理解し受け入れることのできる看護職者を育成することである。さらに、海外の教育研究者との学術交流を通して、グローバルな視野に立った教員の教育研究能力の向上を目指す。そのために、ハワイ大学との交流プログラムの充実、アジア太平洋地域との学術交流の確立、県内在住の外国人や研修等で沖縄を来訪している外国人、海外の沖縄県出身看護職者との継続的な交流やJICA事業を通じた交流を推進する。

3 特徴

1. 地域の地理的・歴史的・文化的特徴

本県は日本最南端の亜熱帯地域に位置し、東西1,000km、南北400kmにわたる広大な海域に160の島々が拡がり、その中には沖縄本島を含む有人39島が点在している。中国・東南アジア・本土との長期にわたる交易の歴史を持ち、琉球王国として繁栄した。アジアに開かれた離島県という地理的特性から、様々な文化や人々と接し交流する中で多様性を受け入れ、他者と協調・共生しつつ独自の地域文化を育んできた。南米を中心とする移民輩出県でもある。第二次世界大戦では地上での攻防戦の前線となり、民間人を含む多くの命と文化遺産を失った。戦後には四半世紀にわたり異民族支配下にあった。これらのことから沖縄県民は生命や平和への強い希求を持っている。

2. 本学の沿革

本学は、米国統治下にあった昭和21年に設置された3つの病院附属看護学校に端を発している。平成11年4月県内外の社会的要請により4年制大学看護学部を新設した。設置の趣旨は、資質の高い看護職者の養成と共に、当時卒業学習の機会に恵まれない看護職者の生涯学習の拠点とすることであった。さらに平成16年4月、高度な実践能力を持つ看護専門職者や看護教育者、自立した研究者の養成を目的に、大学院保健看護学研究科博士前期課程と後期課程を設置した。平成20年には沖縄県が抱える母子保健医療上の問題解決に向けて別科助産専攻を設置した。平成21年、4領域の専門看護師養成を開始し、令和2年現在、NP教育課程を含め5領域の高度実践看護師教育課程が設置されている。開学後21年間の経過の中で、社会のニーズに応え、看護分野の多様な人材育成を担う看護大学として発展してきた。令和4年4月には法人化を控えており、自律した大学に向けて転換期を迎えている。

3. 本学の特徴

①保健看護の概念

本学の教育研究は保健看護の概念に基づいている。即ち、対象を集団か、健康人か病人かという枠組みではなく、広く個人、集団（家族、学校、地域、国など）を対象にし、人々の生活者としての存在形態に即して健康現象をとらえていこうとする考えである。これは今日の保健医療状況下で求められている新しい概念であり、特に沖縄県における保健活動では重要である。

②学部教育

学部教育では、活動分野を限定せずに、どのような場であっても保健看護の役割が包括的に担える看護職者を育成している。そのため、全員が看護師と保健師の国家試験受験資格を取得するカリキュラムを維持している。島嶼環境を活かした教育実践を継続しており、島嶼保健看護活動への学生の関心が定着している。島嶼保健看護の教育を強化するため、令和4年予定のカリキュラム改正では科目の必修化を予定している。卒業生のほとんどが、保健医療福祉の分野で看護師や保健師、助産師の資格を活かして就業している。

③大学院教育

大学院教育では、多様な看護人材の育成に対応する教育課程を設置しており、大学院の教育目標に沿って入学生の計画的な受入れと教育を目指している。島嶼保健看護領域では、看護学の新たな領域である島嶼保健看護学の確立に継続的にとり組む。有職者の学生が多いことから、長期履修制度の導入や遠隔教育の施設・設備の充実などにより、離島で勤務していても学べる環境を整えている。大学院修了生のほとんどは、大学院での学修を実践や教育研究に活かしており、博士後期課程の修了生の多くは本学を始め県内外で看護系大学の教員として活動している。

④研究

本学では、平成25年度の機関別認証評価選択的評価Aの受審以降、研究活動の活性化に取り組んでいる。競争的外部資金（科研費）の申請や獲得率、及び論文の発表数の低さが課題であった。組織的な取り組みの結果、科研費の申請率は改善し、獲得率は全国平均を上回るようになった。その一方、論文の公表数は増加していないことからその背景を分析し、研究能力の向上や研究環境の整備など、組織的な支援体制づくりに取り組んでいる。

⑤地域貢献

地域住民との協働による健康づくりや島嶼地域の看護職者の人材育成に関する地域貢献では、大学の人的あるいは物的資源の活用と他機関との連携による取り組みを推進している。また、大学での研究会や発表会に県内看護職者の参加を受け入れたり、学生の学習活動と地域の課題解決を重ねるなど、地域貢献を日頃の教育活動や研究活動と連結する方法を工夫している。

⑥国際交流

平成13年ハワイ大学と交流協定を結び、以来、20年に渡りカウアイ校との学部生の交換短期研修を重ねてきている。平成23年2月台北医学大学（台湾）と交流協定を結び、学部生の短期研修を受け入れ、相互研修を始めたところである。また、県内在住の外国人やJICA研修生、海外在住の沖縄県出身看護職者との交流の機会を積極的に活用している。

II 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】		
[分析項目 1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 沖縄県立看護大学条例	第3条、第5条	
	1-3-1-02 沖縄県行政組織規則	第154条、第155条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-03 沖縄県立看護大学学則	第2条、第2条の3、第6条	
	1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則	第3条、第6条	
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-05 沖縄県立看護大学役職者一覧及び組織図		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	1-3-2-01 沖縄県立看護大学教授会規程		
	1-3-2-02 沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-3-1] [分析項目1-3-2] 本校は沖縄県立看護大学条例（平成10年12月25日沖縄県条例第32号）により沖縄県が設置し直営する単科大学である。大学の運営及び教育研究活動については、沖縄県立看護大学学則（平成11年3月30日沖縄県規則24号）第6条の2により、学長が校務をつかさどり、所属職員を総督することになっている。このため、公立大学法人における審議機関（理事会、経営審議会、教育研究審議会）を有していないが、学則第8条で、教授会を設置し、教育研究に関する重要な事項について、学長が決定するにあたり、審議し意見を述べることとしている。また、沖縄県立看護大学教授会規定（平成11年4月15日）第7条により、教授会に各種委員会を置くことができるとし、各種委員会が適切に責任分担し大学の運営及び教育研究活動について審議するとともに、内部質保証に取り組む実施体制を担っており、これを統括する教授会が全学的意思決定機関となっている。			
[分析項目1-3-3] 沖縄県が設置し直営する県立大学であり公立大学法人化していないため、地方独立行政法人法第77条に規定する教育研究審議機関に該当する組織が現在ない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧			
	・明文化された規定類 2-1-1-01 沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会規程			
	2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領			
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧			
	・明文化された規定類 1-3-2-01 沖縄県立看護大学教授会規程		再掲	
	1-3-2-02 沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程		再掲	
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）			
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧			
	・明文化された規定類 2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領		再掲	
	2-1-3-01 沖縄県立看護大学総務委員会規程			
	2-1-3-02 沖縄県立看護大学附属図書館運営委員会規程			
	2-1-3-03 沖縄県立看護大学学生委員会規程			
	2-1-3-04 沖縄県立看護大学研究科教務委員会規程			
	2-1-3-05 沖縄県立看護大学入学試験委員会規程			
	2-1-3-06 沖縄県立看護大学研究科入学試験委員会規程			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目2-1-1〕 本学は公立大学法人化していないが、全学的な自己点検・評価を行うため全学自己点検・評価検討委員会を組織しており、当該委員会において、大学で作成した中期目標・中期計画に基づき、年度の目標・行動計画を作成し、教育研究に係る活動を行い、自己点検・評価、改善・向上のサイクルを回している。このサイクルにより、短期的な課題については、毎年度見直しを行い、中長期的な課題については、数年に1回の見直しを行っている。			
〔分析項目2-1-3〕 学長が構成員として参画する委員会からは副委員長となる者が実質的な責任者として全学自己点検・評価検討委員会組織に参画している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目2-2-1〕 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-2-01 沖縄県立看護大学教授会規程		再掲
	1-3-2-02 沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程		再掲
	2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領		再掲
〔分析項目2-2-2〕 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領		再掲
	2-2-2-01 沖縄県立看護大学教務委員会規程		
	2-1-3-04 沖縄県立看護大学研究科教務委員会規程		再掲

<p>[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p>	<p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） 2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領</p>		
<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領</p>		再掲
<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<p>・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-01 沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会規程 2-2-5-01 沖縄県立看護大学大学評価基本方針 2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領 2-2-5-02 沖縄県立看護大学外部評価実施要領</p>		再掲 再掲
<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-01 沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会規程 2-2-5-01 沖縄県立看護大学大学評価基本方針 2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領 2-2-5-02 沖縄県立看護大学外部評価実施要領</p>		再掲 再掲 再掲 再掲
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-2-5-01 沖縄県立看護大学大学評価基本方針 2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領 2-2-5-02 沖縄県立看護大学外部評価実施要領</p>		再掲 再掲 再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-2-01 令和元年度中期目標・中期計画（2015～2020年）評価		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01（別紙様式）外部評価書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p>	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>1-3-2-01 沖縄県立看護大学教授会規程</p>		再掲
	<p>・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）			
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）			
	・明文化された規定類			
	2-5-1-01 沖縄県立看護大学教員選考基準			
	2-5-1-02 「教員募集要項」職位毎の公募条件			
	2-5-1-03 沖縄県立看護大学教員選考規程			
	2-5-1-04 沖縄県立看護大学教員昇任要綱			
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）			
	2-5-2 教員業績評価の実施状況			
	・明文化された規定類			
	2-2-5-01 沖縄県立看護大学大学評価基本方針		再掲	
	2-5-2-01 沖縄県立看護大学教員等人事評価実施規程			
	2-5-2-02 沖縄県立看護大学教員等人事評価実施要項			
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）			
	[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
2-5-3 評価結果に基づく取組				
・反映される規定がある場合は明文化された規定類				
2-5-3-01 沖縄県職員の給与に関する条例		第7条第3項及び第4項、第28条、		
2-5-3-02 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則		第19条、第23条、第35条		
2-5-3-03 期末手当及び勤労手当に関する規則		第8条の2、第10条、第14条		
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）				

<p>[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧 2-5-4-01 R1年度FDの内容・方法および実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 1-3-1-05 沖縄県立看護大学役職者一覧及び組織図 2-5-5-01 組織定数台帳（最終内示）（非公表） 2-5-5-02 令和2年度嘱託員配置要求査定表（最終内示）（R1.12.2）（非公表） 2-5-5-03 令和2年度会計年度任用職員（事務補助以外）配置要求査定表（最終内示）（R1.12.2）（非公表） 2-5-5-04 事務局職員事務分掌（非公表） 2-5-5-05 沖縄県立看護大学ハラスメント防止規程 2-5-5-06 沖縄県立看護大学ティーチング・アシスタント取扱規程 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-04 事務局職員事務分掌（非公表） ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目 2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目 2-5-2] 教員評価は、本学では教員活動評価（自己評価・他者評価）として、平成17年度に全学自己点検・評価検討委員会で検討され、平成18年度から試行され、毎年継続的に行っている。平成28年度からは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。）の改正に伴い、教員等人事評価実施規程の見直しを行った。現在は、沖縄県が設置する県立大学であることから、当該規程に定めのない事項は、沖縄県職員人事評価実施規程の定める例により実施するなど、基本的な考え方や評価結果の活用については沖縄県職員の方法に準じている。

[分析項目 2-5-3] 給与、勤勉手当への活用に関しては、沖縄県職員に適用される方法により行われており、概ね次のとおりとなっている。評価結果は教員個人に通知されること、給与等への反映は給与原資の限度に基づき配分されることなどから、評価結果と給与等への活用に関しての正確な数等は不明である。
・勤勉手当 成績率は、100分の185（特定幹部職員にあっては、100分の225）の範囲内で、任命権者が定める。
・給与 昇給区分を勤務成績に応じてAからEの5段階で区分し、その区分に応じて昇給することとされている。
A評価を受けた者7号給 B評価5号給 C評価4号給 D評価2号給 E評価0号給

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 平成30年度定期監査の結果報告書	3ページ、7～9ページ、17～18ページ	
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 予算・決算の状況に係る理由書		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目3-1-1] 本学は、沖縄県を設置者とする大学であるため、財務諸表は作成していないが、沖縄県財務規則に基づいて、教育及び教員研究に係るマニュアルにより、教員に対し適正な予算執行の周知を図っている。
 本学の財務に対する監査体制は地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、毎年度、県監査委員が大学の財務に関する事務の執行及び事業の管理について監査を実施している。また、地方自治法第252条の37第1項、第2項の規定に基づき、平成22年9月に平成16年度包括外部監査結果の措置状況について包括外部監査が行われた。
 平成31年度定期監査の結果報告書は、9月に開催される沖縄県議会における決算審議・議決後に差し替える。

[分析項目3-1-1] 本校は沖縄県立看護大学条例（平成10年12月25日沖縄県条例第32号）により沖縄県が設置し直営する単科大学である。大学の運営及び教育研究活動については、沖縄県立看護大学学則（平成11年3月30日沖縄県規則24号）第6条の2により、学長が校務をつかさどり、所属職員を総督することになっている。このため、公立大学法人における審議機関（理事会、経営審議会、教育研究審議会）を有していないが、学則第8条で、教授会を設置し、教育研究に関する重要な事項について、学長が決定するにあたり、審議し意見を述べることとしている。また、沖縄県立看護大学教授会規定（平成11年4月15日）第7条により、教授会に各種委員会を置くことができるとし、各種委員会が適切に責任分担し大学の運営及び教育研究活動について審議するとともに、内部質保証に取り組む実施体制を担っており、これを統括する教授会が全学的意思決定機関となっている。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目3-2-1〕 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-03 沖縄県立看護大学学則		再掲
	1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	3-2-1-01 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則		
〔分析項目3-2-2〕 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・役職者の名簿		
	1-3-1-05 沖縄県立看護大学役職者一覧及び組織図		再掲
〔分析項目3-2-2〕 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目3-2-1〕 本学は、沖縄県が設置する県立大学であることから、学長が決裁できる事項は、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年規則第67号。）に規定されている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
〔活動取組3-2-A〕 危機管理委員会において、平成30年度から全学対象の「不審者侵入（防犯）対策訓練を実施している	3-2-A-01 不審者侵入対策訓練		
	3-2-A-02 令和元年度不審者侵入対策訓練について		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組3-2-Aについて、沖縄県警、琉球大学医学部、名桜大学及び本学の間で、「安全・安心なまちづくりに関する協定」を締結しており、地域の安全や本学の学生及び教職員の防犯対策の意識向上を目指し、平成30年度から全学対象に不審者侵入（防犯）対策訓練を実施しており、警察署からも沖縄県内では先駆的な取組として評価を受けている。訓練に当たっては、日時以外が知らされず、緊張感を持って取り組むことができることから、3-2-A-2_令和元年度不審者侵入対策訓練に記載されている報告のとおり、実際に不審者が侵入したケースに関する対応について助言をいただくことができています。			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	1-3-1-01 沖縄県立看護大学条例		再掲
	1-3-1-02 沖縄県行政組織規則		再掲
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-01 組織定数台帳（最終内示）（非公表）		再掲
	2-5-5-02 令和2年度嘱託員配置要求査定表（最終内示）（R1.12.2）（非公表）		再掲
	2-5-5-03 令和2年度会計年度任用職員（事務補助以外）配置要求査定表（最終内示）（R1.12.2）（非公表）		再掲
	1-3-1-05 沖縄県立看護大学役職者一覧及び組織図		再掲
3-3-1-02 沖縄県立看護大学学校医設置規程			
2-5-5-05 沖縄県立看護大学ハラスメント防止規程		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定 3-5-1-01 沖縄県監査委員条例		
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 3-1-1-01 平成30年度定期監査の結果報告書		再掲

<p>[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること</p>	<p>・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）</p> <p>・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）</p>		
<p>[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p>	<p>・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）</p> <p>3-5-3-01 沖縄県行政組織機構図</p> <p>・内部監査に関する規定</p> <p>3-5-3-02 沖縄県立看護大学公的研究費内部監査規程</p> <p>3-5-3-03 保健医療部における財務会計事務等部内点検実施要領（非公表）</p> <p>3-5-3-04 かいの会計事務実地指導（令和元年8月実施分）について（非公表）</p> <p>・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）</p>		
<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	<p>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）</p> <p>3-5-4-01 指摘事項等措置状況（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>〔分析項目3-5-1〕県知事を設置者とする県立大学であるため、本学独自で監事を配置していないが、沖縄県監査委員事務局による監査が定期的に行われていること、包括外部監査が適時に行われていることから財務に関しての監査は適正に行われている。</p>			
<p>〔分析項目3-5-1〕県知事を設置者とする県立大学であるため、会計監査人の配置はしておらず、会計監査人による監査報告書も作成していないが、沖縄県監査委員事務局による監査が定期的に行われていること、包括外部監査が適時に行われていることから財務に関しての監査は適正に行われている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式【大学用】 ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧 4-1-2-01 実習施設一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況 ・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 看護大学平面図（スロープ及び身障者トイレ等配置図）（非公表） ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-02 防犯カメラ設置位置（非公表）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和元年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和元年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》調査票		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目4-1-1]。運動場は、沖縄県立芸術大学（那覇市首里在）と共用している。			
[分析項目4-1-4] 本学では、教育研究用として平成27年度から学生に対するパソコン貸し出しを行っており、平成31年度から学生1名につき1台のタブレットパソコンを貸し出している。これにより全ての学生が学内無線LANに接続することができるパソコンを所持しているため、講義資料を電子データで共有したり、小テストやアンケート実施などに活用している。また、学生は、レポート作成やプレゼンテーションに活用し、利用者の一部からはパソコンスキルが向上しているとの意見が見られた。			

〔分析項目4-1-6〕 自主的学習環境整備状況一覧のうち、特別講義室は、講義で常時活用する部屋ではなく、学生用貸出パソコンと接続できるプリンタを4台配置し、学生がレポート作成や発表資料作成などの自主学習に利用できる施設となっている。ラーニングcommons室は、飲食可能な部屋であり、同室では議論などが必要な自主学習等で活用できるように使い分けており、特別講義室は、静かに自習ができる施設として活用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
〔分析項目4-2-1〕 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	4-2-1-01 2019年度学生担当教員一覧（非公表）	特記事項資料		
	4-2-1-02 2019年度 第7回学生会委員会議事録（非公表）	特記事項資料		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-03 沖縄県立看護大学学生健康管理規程			
	4-2-1-04 学生生活の心得 2019年度(名簿なし)（非公表）			
	4-2-1-05 進路決定の手引き 2019年度			
	4-2-1-06 沖縄県立看護大学ハラスメント調査委員会規程			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-06 沖縄県立看護大学ハラスメント調査委員会規程			再掲
	4-2-1-07 沖縄県立看護大学ハラスメント相談マニュアル			
4-2-1-08 担当学生 面談記録	特記事項資料			
4-2-1-09 令和1年度保健室利用者数	特記事項資料			
4-2-1-10 ホームページハラスメント情報提供サイト	特記事項資料			
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料				

	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制 ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制 4-2-4-01 学部一般選抜入試募集要項 4-2-4-02 FD・SD研修セミナー「障害者差別解消法—大学での取り組みを考える」	特記事項資料 P5 特記事項資料	
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧 ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-5-01 2020学生便覧（看護学部・別科助産専攻） 4-2-5-02 学生の修学支援および生活支援 沖縄県立看護大学ホームページ ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-03 日本学生支援機構（Jasso）奨学金利用実績の推移 4-2-5-04 日本学生支援機構奨学金の利用実績 ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 ・入学科、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 4-2-5-05 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則 4-2-5-06 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例 4-2-5-07 沖縄県立看護大学の授業料及び入学科の免除または減額に関する審査基準（非公表） 4-2-5-08 入学科等減免申請実績 4-2-5-09 授業料減免（沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則）実績推移（年次別内訳）	p91-95	

・学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

別紙様式4-2-1の相談数が少ないことに関する分析
 ○各年次部会（グループ担当教員）：多欠席の学生の相談を中心に、様々な相談・助言対応を行っており、面談内容については必ず記録に残している（4-2-1-08_担当学生 面談記録）。ただし、大学全体の面談回数は把握していない。年間に1人の学生に必ず1回は面談を行っているので、80人の学生の4学年分で320件の面談が行われている計算となり、その中には経済面や進路学習面での相談が行われているものと推測される。
 ○保健室：設置場所及び配置している担当者の人柄から学生は気軽に訪れることができ、利用者は一定数ある（4-2-1-09_令和1年度保健室利用者数）。しかしながら、こまごまとした相談は他にもあるものの数値としては逐一記録を残してはいない。
 ○学生相談員及びスクールカウンセラー：相談内容は制限しておらず何でも相談してよいこととなっている。比較的些細な内容の相談はグループ担当教員になされ、数も多いと推定されるが、比較的深刻な相談は学生相談員やスクールカウンセラーになされる傾向があると考えており、そのためやや相談件数が少ないものと考えている。
 ○ハラスメント相談窓口：本学教職員4人と外部有識者1人の計5人の相談員を配置しているが、この数年相談件数は0である。これについては、人間関係が強く構築できている人が相手でないと、ハラスメントを相談することは現実的には難しいためと考えている。そこで、後学期より大学ホームページ上に匿名でハラスメント情報を提供できるサイトを設置した（4-2-1-10_ホームページハラスメント情報提供サイト）。その結果8件の情報がよせられた（内容については一部の教員でのみ情報共有されることになっており、また、匿名のため学生からの相談件数は把握できない）。

分析項目4-2-4
 ○受験の際の障害がある方への配慮については募集要項に記載している。（4-2-4-01_学部一般選抜入試募集要項p5）
 ○障害がある方の学生としての受け入れについてはこれまで事前相談を含めて例がない。しかしながら、そのような事例への対応が今後必要になる可能性があり、また、入学後に障害を持つ学生が出ることも十分あり得ることから、障害をもつ方の受け入れや配慮について検討を開始していく必要があると考えている。このことから、2019年度において学生委員会主催で障害を持つ学生への配慮に関するFD・SD研修を開催した。（4-2-4-02_FD・SD研修セミナー「障害者差別解消法—大学での取り組みを考える」）

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、**根拠資料とともに箇条書きで記述すること。**

<p>〔活動取組4-2-A〕 別紙様式4-2-1の相談・助言体制の説明については以下のとおりである。 ○各年次部会：各学年の約80人の学生を20人ずつの4グループに分け、各グループに2人の教員を配置（4グループ×2人×4学年＝32人）し、学習面や生活面、経済面、健康面、進路などの様々な相談に応じ、適宜助言を行っている。各学年ごとにグループ担当教員の連絡会（各年次部会）を設置し、情報共有や取り組みを行っている（4-2-1-01_2019年度学生担当教員一覧） ○保健室：看護師資格あるいは養護教諭資格を持つ者1名を配置している。主に身体面の健康の相談に応じているが精神面の相談を行う学生もいる。 ○学生相談員：認定臨床心理士の資格を持つ本学教員を配置し、逐次学内で相談に応じている。</p>	<p>4-2-1-01 2019年度学生担当教員一覧（非公表）</p>	<p>再掲</p>
<p>○スクールカウンセラー：外部嘱託の認定臨床心理士を1名配置している。月二回学内で相談に応じているほか、メールや電話で相談してよいこととなっている。 ○学生ピアサポーター制度：各学年の各学生グループから2名程度のサポーターを選出し、特に学年間の学生同士での学習面や生活面の情報共有や相談・助言が行える体制を構築することが2019年度に決定した（4-2-1-02_2019年度 第7回学生委員会議事録）。これについては在学中の支援効果だけでなく、学生が卒業してからの学年間の連携にもつながることが期待できることから、社会に出てからもサポートシステムとして機能するものと考えている。2020年7月に各学年の学生サポーターが決定し、8月にはZoomを用いた会議を行った。</p>	<p>4-2-1-02 2019年度 第7回学生委員会議事録（非公表）</p>	<p>再掲</p>

<p>〔活動取組4-2-B〕 分析項目4-2-3留学生の受け入れについては、以前から行動計画に入っているが達成できていない。2019年度において教務委員会に留学生受け入れワーキンググループを設置し、留学生受け入れを達成すべく取り組んでいくこととなった。(4-2-B-01_看護外国留学生受け入れWG 活動案2019) ○国際交流室運営委員会の活動について 委員会は下記のように、受け入れというよりも送り出す活動を主に行っている。 ・学部学生十数名の3週間のハワイ研修の企画(4-2-B-02_2019年度 第9回国際交流室運営委員会議事録) ・学生委員会と協力して「トビタテ留学Japan」制度の学内周知と応募者の支援(4-2-3-02_2019年度 第9回国際交流室運営委員会議事録、4-2-B-03_2019年度 第10回学生委員会議事録) ・台北大学との相互交換交流：2018年度に台北医科大学/台北醫學大學の学生6人を2週間の研修に受け入れ、2019年度末に本学から6人の学生を台北医科大学/台北醫學大學での研修に派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染の影響で中止となった。(4-2-B-02_2019年度 第9回国際交流室運営委員会議事録)</p>	<p>4-2-B-01 看護外国留学生受け入れWG 活動案2019</p>		
	<p>4-2-B-02 2019年度 第9回国際交流室運営委員会議事録(非公表)</p>		
	<p>4-2-B-03 2019年度 第10回学生委員会議事録(非公表)</p>		
<p>〔活動取組4-2-C〕 分析項目4-2-5<独自の奨学金制度> 県の規定により、県からの運営資金を奨学金として使用することや、他の組織から寄付金を受け入れることができないため、これまでのところ大学独自の奨学金はない。しかしながら、看護学生を対象とした沖縄県の看護師等修学資金制度(修学資金を貸与し県内の病院で一定期間勤務すると返済が免除となる)を利用しておりこれまで22名の利用実績がある。また、授業料や入学金の減免制度がある。</p>	<p>4-2-C-01 沖縄県看護師等修学資金貸与条例</p>		
	<p>4-2-C-02 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則</p>		
<p>*看護大学の研究活動を支援するための「一般財団法人沖縄県看護学術振興財団」が寄付の受け入れや奨学金制度を運営できるよう、現在、定款の改正作業を進めており、令和2年度において独自の奨学金制度の設置が行われる予定である。</p>	<p>4-2-C-03 一般財団法人沖縄県看護学術振興財団定款</p>		

<p>〔活動取組4-2-D〕 <全学生パソコン無償貸与> 他府県と比較して沖縄県では年収の低い家庭が多く、子どもの貧困率は29.9%と全国平均(16.3%)の2倍となっている。平成30年度まで、学生が学習に使えるよう約50台のパソコンを貸し出していたが、需要が多く、貸出時間を制限して予約制としても必要とする学生の必ずしも全員が使えていない状態であった。そこで、平成31年度からは全学生に対してパソコンを無償で貸与を行っている。また、全教室にWi-fiを整備し、パソコンとWi-fi環境を活用した授業を行っている。さらに情報に関するセキュリティー教育を行うなど、今後の社会のさらなる情報化を視野にいれて、ICTを活用した教育を強化している。</p>	<p>4-2-D-01 平成30年度6回情報システム専門部会議事録(非公表)</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>	
<p>〔活動取組4-2-A〕 各年次部会の活動やスクールカウンセラーの配置等により、学習面や生活面、経済面、健康面、進路などの様々な相談に応じ、適宜助言を行っている。</p>	
<p>〔活動取組4-2-B〕 国際交流活動により海外の看護職者などとの交流を行っている。</p>	
<p>〔活動取組4-2-C〕 独自の奨学金制度として、県の規程により、県からの運営資金を奨学金として使用することや、他の組織から寄付金を受け入れることができないため、これまでのところ大学独自の奨学金はない。しかしながら、看護学生を対象とした沖縄県の看護師等修学資金制度(修学資金を貸与し県内の病院で一定期間勤務すると返済が免除となる)を利用しておりこれまで22名の利用実績がある。また、授業料や入学金の減免制度がある。</p>	
<p>〔活動取組4-2-D〕 平成31年度から345台の貸与パソコンを導入し、全学生がパソコンを所有した状態で学習を行っている。</p>	
<p>【改善を要する事項】</p>	

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 令和2年度(2020年度)看護学部看護学科入学者選抜実施要項	p2	
	5-1-1-02 令和2年度(2020年度)大学院生募集要項	p2	
	5-1-1-03 入学受け入れ方針 沖縄県立看護大学ホームページ		
	5-1-1-04 令和元年度第8回入学試験委員会議事録(非公表)	特記事項資料	
	5-1-1-05 令和元年度第9回総務委員会議事録要旨(案)(非公表)	特記事項資料	
	5-1-1-06 令和2年度第3回教授会議事録要旨(案)(非公表)	特記事項資料	
	5-1-1-07 令和3年度看護学部看護学科入学者選抜実施要項	特記事項資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-1-1] <学部> ○アドミッションポリシーの見直し ・看護学部の入学受入方針(アドミッションポリシー。以下「AP」)は令和2年度(2020年度)看護学部看護学科入学者選抜実施要領(根拠資料5-1-1-01)の2ページに掲載している。 ・本学のAPでは「求める学生像」と「選抜基本方針」が混在して記載され、前者に比重が大きいものとなっている。実際の入試においてはこのAPを実現するために筆記試験や面接試験がデザインされているが、APとしてはもっと具体的な記述が必要との議論が入試委員会で行われており、開学してから21年が経過していることもあり、これを機に教育理念やディプロマポリシー(DP)から見直しが必要との結論に達している(5-1-1-04_令和元年度第8回入学試験委員会議事録)。入試委員会から総務委員会に対して、教育理念、DP、APの見直しを提案したところ、これに取り組むワーキンググループを設置することが決定され(5-1-1-05_令和元年度第9回総務委員会議事録要旨(案)及び審議資料)、令和2年度中に改正を行うことが教授会で承認された(5-1-1-06_令和2年度第3回教授会議事録)。 ○令和2年度(2020年度)実施の令和3年度(2021年度)入学者選抜における改善点(5-1-1-07_令和3年度看護学部看護学科入学者選抜実施要項) 令和元年度(2019年度)において入学者選抜方法の見直しを行い、令和3年度(2021年度)入学者選抜に下記のように反映させている。 ・特別選抜において、離島・過疎地域推薦、高校推薦、学士選抜の3つの枠を設け、それぞれの設置の目的を現行のAPにリンクさせて示している。 ・特別選抜の3枠の各選抜方法と基準を現行のAPにリンクさせて示している。 このAPとリンクさせた基準に基づいて、受験者に対する面接での聞き取り内容や受験者が提出する実績報告書、学校調査書を資料として選抜を行う。 ・一般選抜については学力の3要素の修得状況を重視することを示している。 ・この選抜方法の見直しの過程において、現行のAPを見直すことが必要であることが強く認識され、上記の3P見直しにつながっている(5-1-1-04_令和元年度第8回入学試験委員会議事録)。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） 5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） 5-2-1-01 一般選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表）		
	5-2-1-02 特別選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表）		
	5-2-1-03 面接員の心得		
	5-2-1-04 令和2年度大学院選抜試験問題の作問基準・作問方法など（非公表）		
	5-2-1-05 令和2年度大学院入学選抜における面接評価（100点）方法（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学選抜の実施体制が確認できる資料 2-1-3-05 沖縄県立看護大学入学試験委員会規程		再掲
	1-3-2-02 沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程		再掲
	2-1-3-06 沖縄県立看護大学研究科入学試験委員会規程		再掲
	・ 入学選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-06 平成31年度看護学部入学選抜試験実施要領（非公表）		
	5-2-1-07 看護学部入学選抜試験実施要領（非公表）		
	5-2-1-08 令和2年度大学院入学選抜試験実施要項（非公表）		
	・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 5-2-1-09 2021年度から2024年度までの看護学部入学選抜試験に関するお知らせ		
	5-2-1-10 令和2年度 沖縄県立看護大学 一般選抜（前期）試験問題（非公表）	特記事項資料	
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 2-1-3-05 沖縄県立看護大学入学試験委員会規程		再掲
	1-3-2-02 沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程		再掲
	2-1-3-06 沖縄県立看護大学研究科入学試験委員会規程		再掲
	5-2-2-01 平成31年度研究科入試委員会行動計画		

5-2-2-02 平成31年度研究科入試委員会議事録第1回～第11回（非公表）		
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-03 基礎力測定テストPROG全体傾向報告書（2019年度）（非公表）		
5-2-2-04 2019第3回入試委員会議事録（非公表）		
5-2-2-05 令和元年度第13回入学試験委員会（アドミッションポリシーに関する入学後アンケート）		
5-2-2-06 平成30年度第9回教授会 議事録要旨（非公表）		
5-2-1-09 2021年度から2024年度までの看護学部入学者の選抜試験に関するお知らせ		再掲
5-2-2-07 平成26-31年度 休学者数	特記事項資料	
5-2-2-08 令和元年度第13回入学試験委員会（非公表）	特記事項資料	
5-2-2-09 目指せ大学院！～学んだ知識を看護に活かそう～	特記事項資料	
5-2-2-10 大学院受験者の事前相談マニュアル	特記事項資料	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目5-2-1】

<学部>

○現行の入試におけるアドミッションポリシー（AP）とその選抜における評価方法

1. 人の生命と健康に関心を持ち、看護職者として社会に貢献したいという意欲を持った方

・一般選抜・特別選抜共に、<面接>にて看護職者になる意志を明確に持っているかを確認している。また、生命や健康に関連した質問を行って評価している。

(5-2-1-01_一般選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表） page1-2, 5-2-1-02_特別選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表） page1-2)

2. 幅広く学問を学ぶ能力を持ち、主体的に学習する習慣を身につけた方

・一般選抜においては、<大学入試センター試験>の結果により評価している。

・特別選抜においては、高校で出された<評定点>が3年間にわたる学習の能力や習慣を反映すると考え、評価の対象としている。(5-2-1-02_特別選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表）_page3)

3. 離島・過疎地域医療を含めた沖縄の看護に関心を持つ方

・2020年度一般選抜入試においては<小論文>にて離島への関心について評価している。(5-2-1-10_令和2年度 沖縄県立看護大学 一般選抜（前期）試験問題（非公表）)

・特別選抜については評価していない。

*2019年度入試においては面接にて沖縄や離島への関心について評価したが、評価が難しいということで2020年度では面接の評価項目に入れないこととした。

4. 異なる文化に関心を持ち、国際的な視野で看護を学ぶ意欲を持った方

・一般選抜・特別選抜共に、「異なる文化への関心」については<面接>での評価項目となっている。(5-2-1-01_一般選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表） page2, 5-2-1-02_特別選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表） page2)

5. 本学の教育方針に従い、規則を遵守し、学業に専念できる方

・一般選抜・特別選抜共に、「学業に専念できる」状況については<面接>での評価項目となっており、学習習慣などを評価している。(5-2-1-01_一般選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表） page3, 5-2-1-02_特別選抜入試の面接点30点の評価基準について（非公表）_page3)

<p>【分析項目5-2-2】 ○受け入れ状況の検証 1. PROGテストを利用した評価 ・PROGテストの評価項目とAPを関連付けて、新入生に行うPROGテストの結果を利用した受け入れ状況の評価を試みたが、PROGの評価項目とアドミッションポリシーを関連づけるのには無理があり、PROGテストを利用した評価は適切ではないとの結論に達した。(5-2-2-04_2019第3回入試委員会議事録) 2. アンケート調査による評価 ・新入生に対してアンケート形式でAPのそれぞれの項目に適合しているかを問う調査を計画し、2019年度1年次学生を対象にアンケートを試行した。「生命と健康への関心」と「看護師として社会貢献」については自身に対して肯定的な回答が多かったが、「離島への関心」と「国際的視野」については、肯定と否定の間の中間的な回答が多かった。入学者のAPへの適合性の実態として、予想どおりの結果となっている。今後、APの改訂と入試デザインの変更を検討していく必要があり、アンケート調査を継続していくとの結論に至った。(5-2-2-05_令和元年度第13回入学試験委員会(アドミッションポリシーに関する入学後アンケート)) 3. 学内において最近休学する学生が増加しているとの指摘があり、休学の理由を調査したところ、進路の迷いや自信喪失など看護師としての適性に問題があることに起因すると考えられる理由での休学者が増加していることがあきらかとなり、入試委員会で選抜方法の見直しが必要との議論が行われている。(5-2-2-07_平成26-31年度 休学者数) * 検証方法を模索する中で現行のAPではその機能を果たさないのではないかという議論になり、これが分析項目5-1-1-1で記載したAPの見直しにつながっている。(5-1-1-05_令和元年度第9回総務委員会議事録要旨(案)及び審議資料) * 看護師あるいは看護大学学生としての適性を評価する選抜方法を検討する必要があるとの議論を2021年度入試からの選抜方法に反映させている。</p>
<p>【分析項目5-2-2】 ○2021年度入試からの選抜方法の見直し 入試改革ワーキンググループを2017年度に設置し見直しを行ってきた。これに基づき2021年度入試においては以下のように行うことが2018年度に教授会で決定している(5-2-2-06_平成30年度第9回教授会議事録要旨)。 1. これまでの一般選抜は学力を評価するためにセンター試験にウェイトを置きすぎており(センター試験900点:本学試験100点 5-1-1-01_令和2年度(2020年度)看護学部看護学科入学者選抜実施要項_page6)、看護大学学生としての適性の評価に重点を置く選抜方法に変える必要があるとの方針が入試委員会で出され、2021年度入試においては次のような見直しを行っている。 ・選抜評価点1000点のうち500点を面接点とし、適性を重視しこれを丁寧に評価する選抜方法を行う。(5-2-1-09_2021年度から2024年度までの看護学部入学者の選抜試験に関するお知らせ_page5) ・協働力を重視し、グループ討論など協働作業におけるパフォーマンスを評価する選抜方法を導入する。(5-2-1-09_2021年度から2024年度までの看護学部入学者の選抜試験に関するお知らせ_page6) ・高校での学習以外での主体性や協働性を発揮する活動への従事を重視し、受験者自身に実績報告書を作成してもらい、課外活動における実績を評価する。(5-2-1-09_2021年度から2024年度までの看護学部入学者の選抜試験に関するお知らせ_page6) ・丁寧な面接評価を行うために2段階選抜にて受験者数の適正化を図る。(5-2-1-09_2021年度から2024年度までの看護学部入学者の選抜試験に関するお知らせ_page5) 2. これまで離島高校からの推薦枠を設けていたが、特別選抜の中で定数枠を定めておらず、特別選抜受験者全体で選抜を行ってきたことから、離島高校から合格するものは各年0-3人程度であった。本学では離島出身者の人材育成を重視しているが、離島高校推薦枠はあまり機能していないという反省があった。2021年度入試においては次のような見直しを行っている。(5-2-1-09_2021年度から2024年度までの看護学部入学者の選抜試験に関するお知らせ_page2表「特別選抜の概要」) ・離島出身者を8人受け入れることとした。 ・沖縄県では中学までは離島の中学で勉学し高校からは本当の高校に進学する者もいるため、離島高校からの推薦枠ではなく、離島中学卒業者を高校と離島市町村から推薦する枠とした。 3. これまでの特別選抜枠の中に、社会経験を持つ者を学生として受け入れ、その社会経験を将来の看護職活動に生かせる人材の育成を目的に、社会人枠を設けていたが、実際には過卒者や社会人経験者が、センター試験を受けずに入学できる枠となっており、学力不足の者が入学するなどの弊害もあり、本来の目的とは合わない状態となっていることから、次のような見直しを行った。(5-2-1-09_2021年度から2024年度までの看護学部入学者の選抜試験に関するお知らせ_page2表「特別選抜の概要」) ・大学卒業(学士取得者)を対象とした。 ・スポーツや文化芸術、社会活動において顕著な業績があることを条件とした。</p>
<p>【分析項目5-2-2】 ○障がい者のある方に対する受験時の配慮 分析項目4-2-4の特記事項にも記載しているが、本学では今年度より障がい者に対する合理的配慮について検討を開始している。その一環として入試委員会では、本学が学生として受け入れ可能な障害の程度について、教務委員会と協力して授業科目責任者にアンケート調査を行うことを決定している。2021年度に実施する予定である。受け入れ可能な障害の程度が確認されたのち入試における合理的配慮を入試委員会で決定する。(5-2-2-08_令和元年度第13回入学試験委員会(非公表))</p>

【分析項目5-2-2】
 ○大学院学生募集説明会対象の拡大、学び直し勉強会、事前相談体制の整備
 ・大学院への門戸を看護職者としての経験を有する者に重点を置いて従来は学生募集を行ってきたが、令和3年度入試に向けて、受験生確保等の観点から学部新卒者も対象に含めて幅広い層から学生募集を行う予定である。
 ・大学院受験生の確保及び大学院受験支援の観点から、受験希望者を対象に、「英語論文の読み方」や「小論文の書き方」に関する学び直し勉強会を開催し、3名が参加し、そのうち2名が令和2年度入試で合格した。(5-2-2-09_目指せ大学院!～学んだ知識を看護に活かそう～)
 ・研究指導教員が大学院出願予定者との事前相談を円滑に実施できるよう、事前相談の進め方に関するマニュアルを作成した。(5-2-2-10_大学院受験者の事前相談マニュアル)

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【活動取組5-2-A】 ○令和3年度（2021年度）入学者選抜の特別選抜において＜離島・過疎地域推薦＞を設置	5-1-1-07 令和3年度看護学部看護学科入学者選抜実施要項		再掲
---	---	--	----

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 ■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
 【活動取組5-2-A】令和3年度（2021年度）入学者選抜の特別選抜において＜離島・過疎地域推薦＞を設置
 これまでも特別選抜において地域推薦制度はあったものの、その選抜は高校推薦の受験者と同列に行っていたため、実際に合格する離島などの出身の受験者は毎年0人から2人程度であった。本学は大学の特色として島嶼看護を重視していることから、離島あるいは過疎地域出身の受験者にも配慮し、そのような地域の看護に理解と関心を持つ人材を育成したいと考えている。このことから、令和3年度入試からは、中学時代を離島・過疎地域で過ごしたことを受験条件とした（離島の中学を卒業し本島の高校に進学する者も多い）8人の選抜枠を設置している。これにより幼少期において離島・過疎地域での生活経験のある者を学生として受け入れ、将来、そのような地域の看護に貢献する人材を育成したい。

【改善を要する事項】

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 認証評価共通基礎データ様式【大学用】 ・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料	【大学用】様式2	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

--	--	--	--

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

領域6 基準の判断 総括表

沖縄県立看護大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	看護学部看護学科	満たしている								
02	保健看護学研究科	満たしている								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	1-3-1-03 沖縄県立看護大学学則	40条、41条	再掲
	6-1-1-01 (01)沖縄県立看護大学履修規程	第13条	
	4-2-5-01 2020学生便覧(看護学部・別科助産専攻)	p1	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-1-1】令和元年度第16回教授会(3月18日)にて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学受け入れ方針が承認された。3つの方針については令和2年度の学生便覧に掲載した。その後、令和2年度第3回教授会(6月17日)にて、3つの方針の再点検、見直しにかかる全学的取り組みが承認された。学位授与方針の見直しに伴い、教育課程の実施方針の見直しを行い、10月の教授会で承認される予定である。なお、令和4年に予定されている保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に対応し、見直された学位授与方針および教育課程方針に基づき令和2年度中にカリキュラム改正を行い、令和3年度に文科省に改正申請を予定している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	4-2-5-01 2020学生便覧(看護学部・別科助産専攻)	p2-3、p4、p26-27	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (01)沖縄県立看護大学成績評価ガイドライン		
	4-2-5-01 2020学生便覧(看護学部・別科助産専攻)	p1-3	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-2-2】令和元年度第16回教授会(3月18日)にて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学受け入れ方針が承認された。3つの方針については令和2年度の学生便覧に掲載した。その後、令和2年度第3回教授会(6月17日)にて、3つの方針の再点検、見直しにかかる全学的取り組みが承認された。学位授与方針の見直しに伴い、教育課程の実施方針の見直しを行い、10月の教授会で承認される予定である。なお、令和4年に予定されている保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に対応し、見直された学位授与方針および教育課程方針に基づき令和2年度中にカリキュラム改正を行い、令和3年度に文科省に改正申請を予定している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	4-2-5-01 2020学生便覧（看護学部・別科助産専攻）	p14	再掲
	6-3-1-01 (01)カリキュラムツリー		
	6-3-1-02 (01)沖縄県立看護大学 看護学部・看護学科 授業一覧（ナンバリング）		
	6-3-1-03 (01)授業科目と学位授与方針のマップ		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	4-2-5-01 2020学生便覧（看護学部・別科助産専攻）	p4、p35-36、p11-13、p15-21、p22、p23	再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)令和2年度シラバス（8回）		
	6-3-2-02 (01)令和2年度シラバス（15回）		
	6-3-2-03 (01)令和2年度シラバス（23回）		
	6-3-2-04 (01)令和2年度シラバス（30回）		
	6-3-2-05 (01)令和2年度シラバス（45回）		
	6-3-2-06 (01)令和2年度シラバス（実習）		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類	
1-3-1-03 沖縄県立看護大学学則		第33条、第34条	再掲

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>		
	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-3-A] グローバルな視点を養うために海外研修参加(ハワイ研修、台北研修)による科目認定を行っている(英語Ⅲ、国際保健看護)	6-3-A-01 (01)英語Ⅲ・国際保健看護		
[活動取組6-3-B] 島嶼県沖縄の特徴を活かし、宮古島、八重山、久米島などの離島実習の科目を1年次から4年次まで設けている(早期体験実習、地域保健看護実習等)	6-3-2-06 (01)令和2年度シラバス(実習)		再掲
	6-3-B-01 (01)令和1年度島しょモデル型臨地実習(宮古島地区)の取り組み		
	6-3-B-02 (01)令和1年度島しょモデル型臨地実習(八重山地区)の取り組み		
	6-3-B-03 (01)2019年度早期体験実習施設毎学生配置(1年次)		
	6-3-B-04 (01)地域保健看護離島実習状況		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組6-3-A及び6-3-Bについて、大学の特徴であるグローバルな視点を養うための国際保健看護や島嶼保健看護の科目を設けている。ハワイ研修や台北研修の参加者は、英語Ⅲや国際島嶼保健看護の科目を単位認定している。島嶼県沖縄の特徴を活かし、離島実習の科目を1年次から4年次まで設けている。			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01)令和2年度看護学部学事暦		
	6-4-1-02 (01)令和2年度授業時間割		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01)令和2年度看護学部学事暦		再掲
	6-4-1-02 (01)令和2年度授業時間割		再掲
	6-4-2-01 (01)令和2年度沖縄県立看護大学実習予定		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)令和2年度シラバス(8回)		再掲
	6-3-2-02 (01)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-3-2-03 (01)令和2年度シラバス(23回)		再掲
	6-3-2-04 (01)令和2年度シラバス(30回)		再掲
	6-3-2-05 (01)令和2年度シラバス(45回)		再掲
6-3-2-06 (01)令和2年度シラバス(実習)		再掲	
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (01)令和2年度シラバス(8回)		再掲
	6-3-2-02 (01)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-3-2-03 (01)令和2年度シラバス(23回)		再掲
	6-3-2-04 (01)令和2年度シラバス(30回)		再掲
	6-3-2-05 (01)令和2年度シラバス(45回)		再掲
	6-3-2-06 (01)令和2年度シラバス(実習)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (01)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)令和2年度シラバス(8回)		再掲
	6-3-2-02 (01)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-3-2-03 (01)令和2年度シラバス(23回)		再掲
	6-3-2-04 (01)令和2年度シラバス(30回)		再掲

	6-3-2-05 (01)令和2年度シラバス (45回)		再掲
	6-3-2-06 (01)令和2年度シラバス (実習)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目6-4-1】 ・授業は1コマ90分を2時間と見なしている。講義は90分×8回（15時間）で1単位、演習は90分×15回（30時間）で1単位、実習は5日間（45時間）で1単位である。講義期間の確保は、令和2年度はコロナ流行による休講があったが、学事暦が以下のように修正されて授業時間を確保している。 4年次：前期授業を4月13日に開始し、途中2週間の休講もあったが、期末試験終了の8月7日までの15週を確保した。また土曜日を8回使って必須科目30時間と助産科目の授業時間を確保した。後期授業は、開始（10/1）から期末試験終了（2/19）までの19週となっており、合わせて35週を確保している。 1～3年次：前期授業を5月7日に開始し、9月4日までの16週を確保した。後期授業は、開始（10/1）から期末試験終了（2/19）までの19週となっており、合わせて35週を確保している。</p>			
<p>【分析項目6-4-2】 3、4年次にまたがる第3段階実習（主に医療施設での実習）において、演習1単位（5日間）と実習2単位（10日間）を連続して配置している科目は集中開講としている（いわゆるローテーション実習で他科目の開講はしない）。演習1単位の自己学習時間15時間は、事前学習として約5時間課し、演習中に10時間（2～3時間/日）課しているが、他の科目が開講されていないことから自己学習時間は無理なく確保できている。本集中講義のメリットは、学生が学内演習で学んだ内容を翌週より開始される臨地実習で実践でき、知識・臨床推論・実践の習得が促進される点である。またこの方法は在院日数が短期化される臨床現場に応じた方法で学習効果も高い。なお、学校保健安全法等で規定されている指定感染症に学生が罹患した場合は補習演習および実習で対応している。申請手続きは学生便覧と毎回の実習オリエンテーションで学生へ周知している。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>[活動取組6-4-A] 学部教育におけるICTの活用</p>	6-3-2-06 (01)令和2年度シラバス（実習）		再掲
	6-3-B-01 (01)令和1年度島しょモデル型臨地実習（宮古島地区）の取り組み		再掲
	6-3-B-02 (01)令和1年度島しょモデル型臨地実習（八重山地区）の取り組み		再掲
	6-3-B-03 (01)2019年度早期体験実習施設毎学生配置（1年次）		再掲
	6-3-B-04 (01)地域保健看護離島実習状況		再掲
	6-4-A-01 (01)ICTを活用している科目		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 活動取組6-4-AIについて、島嶼県沖縄の特徴を活かした離島実習の科目を設け、学生の指導にICTを活用した遠隔指導を行っている。さらに宮古島、八重山における実習では実習指導者を含めた報告会を開催し、学生・教員ならびに離島での実習指導者による遠隔指導を行っている。</p>			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (01)履修指導の実施状況		
	2-1-1-02 沖縄県立看護大学自己評価実施要領	別表1、別表2	再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (01)学習相談の実施状況		
	6-3-2-01 (01)令和2年度シラバス（8回）		再掲
	6-3-2-02 (01)令和2年度シラバス（15回）		再掲
	6-3-2-03 (01)令和2年度シラバス（23回）		再掲
	6-3-2-04 (01)令和2年度シラバス（30回）		再掲
	6-3-2-05 (01)令和2年度シラバス（45回）		再掲
	6-3-2-06 (01)令和2年度シラバス（実習）		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-5-4-01 (01)実習に関する説明と同意（妊婦学生用）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		

	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-5-1】20名の学生に対して、2名の教員が担任としてかわり、前期、後期の学期初めに個別面接を行い指導・助言を行っている。			
【分析項目6-5-2】シラバスの「学習相談・学習体制」に科目担当教員のオフィスアワーを明記し、対応している。			
【分析項目6-5-4】本学部は卒業時に保健師、看護師、助産師の国家試験受験資格を得ることができるカリキュラムを有している。その影響もあり、過去の入学生において障害のある学生の受験実績はない。学生の多様化もあいまって、様々な理由で配慮が必要な学生の把握と支援を各委員会、科目、教員個々に行っているのが現状である。他大学、他学部の障がいがある学生への支援体制や実績を学ぶためFD/SD研修を毎年行っている。組織的には、学生委員会（保健室）で該当学生を把握し、教務委員会と学生の情報を共有し、衛生委員会も含めた対応策を講じている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (01)グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average) について		
	6-6-1-02 (01)令和元年度第7回教授会議事録要旨 (非公表)	審議事項2	
	6-1-1-01 (01)沖縄県立看護大学履修規程	第7条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-2-1-01 (01)沖縄県立看護大学成績評価ガイドライン		再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 4-2-5-01 2020学生便覧 (看護学部・別科助産専攻)	p8、p26-27、p32、p52-53	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01)令和元年度前期開講科目 (63科目) のGPA分布状況について (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (01)令和元年第8回教務委員会議事録 (非公表)	議題6	
	6-6-3-03 (01)令和元年第9回教務委員会議事録 (非公表)	報告3	
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (01)グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average) について		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (01)「看護総合演習」評価基準 (2020年)		
	6-6-3-05 (01)「看護卒業論文」評価基準 (2020年)		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-3-06 (01)「看護統合実習」評価基準 (2020年)		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	4-2-5-01 2020学生便覧 (看護学部・別科助産専攻)	p40	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (01)成績評価不服申立書		
	6-6-4-02 (01)沖縄県立看護大学 成績不服申し立て概要		
・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-2-1-01 (01)沖縄県立看護大学成績評価ガイドライン		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-3】 本学の卒業単位130のうち27単位は実習科目である（助産専攻課程においては150単位中35単位）。特に医療機関で展開される実習科目は医療安全の観点からも6人の履修生に対し1名の指導教員が対応しており、主にルーブリックによる学生・教員双方による評価を採用している。学生と教員の評価をすり合わせる作業は学生のリフレクションとなり、次の実習への自己の課題を明確にし、学習効果を高めている。なお、4年次必修科目である卒業演習では年3回の看護統合試験にて知識の確認（既習の全範囲に関する筆記試験）と1回の看護技術試験（客観的臨床能力試験：OSCE）を実施し、本学部卒業に向けた知識と技術の到達度を評価している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-03 沖縄県立看護大学学則	40条	再掲
	6-1-1-01 (01)沖縄県立看護大学履修規程	13条、別表4	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 沖縄県立看護大学教授会規程	3条	再掲
	2-2-2-01 沖縄県立看護大学教務委員会規程	2条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (01)新入生ガイダンス②、③2019	スライド47	
	6-7-3-02 (01)2年次・3年次・4年次ガイダンス2019	スライド29	
	4-2-5-01 2020学生便覧(看護学部・別科助産専攻)	P33中、第13条	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)令和元年度第10回教務委員会議事録(非公表)	審議1	
	6-7-4-02 (01)令和元年度第14回臨時教授会議事録要旨(非公表)	審議2	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	6-8-1-01 (01)標準修了年限内の卒業率および標準年限×1.5年内卒業率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-02 (01)国家試験結果（看護師、保健師、助産師）看護学部1期生（2002年度）～18期生（2019年度）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	6-8-1-03 (01)本学看護学部制の在学中および卒業後の実績一覧		
	6-8-1-04 (01)本学看護学部生の在学中および卒業後の実績資料		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	6-8-2-01 (01)就職率及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-1-04 (01)本学看護学部生の在学中および卒業後の実績資料		再掲
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (01)学位授与方針（ディプロマポリシー）に関する卒業前学生調査まとめ2019		
	6-8-3-02 (01)学位授与方針（ディプロマポリシー）に関する学生調査（2016-2019）		
	6-8-3-03 (01)学位授与方針（ディプロマポリシー）に関する学生調査【得点順】		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-04 (01)卒業前学生へのカリキュラムに関する聞き取り調査2019		
	6-8-3-05 (01)学位授与方針（ディプロマポリシー）に関する調査（学生用）		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (01)卒業生への本学カリキュラムに関する調査報告		
6-8-4-02 (01)沖縄県立看護大学の教育成果に関する調査（卒業生用）			

<p>[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (01)就職先の管理者が評価する学位授与方針（ディプロマポリシー）に関する卒業生の到達度調査まとめ 6-8-5-02 (01)沖縄県立看護大学の教育成果に関する調査（就職先用）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-8-A】 島嶼県沖縄県の特徴を活かした人材育成の成果として、卒業生が宮古島などの各離島地域で就職している。</p>	<p>6-8-A-01 (01)宮古島に就職した看大・院卒業生の状況</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 島嶼県沖縄県の特徴を活かした人材育成として、宮古島やその他の離島地区で卒業生が活躍している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則	第29条の2、第35条～第38条	再掲
	6-1-1-01 (02)沖縄県立看護大学大学院学位規程	第13条	
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p4	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-1-A] グローカルな視点をもった人材育成の取組	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p57	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-1-A] グローカルな視点をもった人材育成の取組み。特に博士前期課程(実践島嶼保健看護)におけるナースプラクティショナー(46単位)の養成課程は先駆的な取組みである。			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p4、p9-19	再掲
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス(15回)		
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス(15回②)		
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス(23回)		
	6-2-1-05 (02)令和2年度シラバス(30回)		
	6-2-1-06 (02)ポリシー - 沖縄県立看護大学大学院		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p14-22、p53-55	再掲
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス(15回②)		再掲
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス(23回)		再掲
	6-2-1-05 (02)令和2年度シラバス(30回)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-2-A] 講義・演習・実習と科目立てを一貫性のある内容にしている。	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧		再掲
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス(15回②)		再掲
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス(23回)		再掲
	6-2-1-05 (02)令和2年度シラバス(30回)		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

〔活動取組6-2-A〕 講義・演習・実習と科目立てを一貫性のある内容にしている。領域毎に特別研究Ⅰ及び課題研究（8単位）、実践課題研究（2単位）の科目を開講している。

【改善を要する事項】

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p2-6	再掲
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p14-19、p23-47、p53-55	再掲
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス（15回）		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス（15回②）		再掲
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス（23回）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス（15回）		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス（15回②）		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文文化された規定類		
	1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則	第32条、第33条、第34条	再掲

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</p>		
	<p>6-3-4-01 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士前期課程学位審査に関する内規</p>	第2条、第3条	
	<p>6-3-4-02 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士 後期 課程学位（課程博士）審査に関する内規</p>	第2条、第3条	
	<p>6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧</p>	p52-59	再掲
	<p>6-3-4-03 (02)平成30年度第3回大学院研究科委員会議事録要旨（非公表）</p>		
	<p>6-3-4-04 (02)平成30年度第8回大学院研究科委員会議事録要旨（非公表）</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧</p>	p52, p56-58	再掲
	<p>6-3-4-05 (02)指導状況に関するアンケート調査結果</p>		
	<p>6-3-4-06 (02)沖縄県立看護大学大学院履修規程</p>		
	<p>6-3-4-07 (02)学習指導進捗状況経過報告書（課題研究2020年度後学期）</p>		
	<p>6-3-4-08 (02)学習指導進捗状況経過報告書（修士論文2020年度前・後学期）</p>		
	<p>6-3-4-09 (02)学習指導進捗状況経過報告書（博士論文2019年度前・後期）</p>		
	<p>6-3-4-10 (02)第1回研究科議事録要旨（非公表）</p>		
	<p>6-3-4-11 (02)令和2年度第3回研究科教務委員会議事録（非公表）</p>		
	<p>6-3-4-12 (02)令和2年度第3回大学院研究科委員会議事録要旨（非公表）</p>		
	<p>6-3-4-13 (02)研究指導計画書（2020年度）</p>		
	<p>6-3-4-14 (02)研究指導計画書作成マニュアル</p>		
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-15 (02)2019年10月大学院在学生WEBアンケート調査より抜粋</p>		
<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>			
<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>			
<p>6-3-4-16 (02)2019年度大学院博士課程修士の学位論文倫理審査申請状況</p>			
<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>			
<p>2-5-5-06 沖縄県立看護大学ティーチング・アシスタント取扱規程</p>		再掲	
<p>6-3-4-17 (02)沖縄県立看護大学リサーチ・アシスタント取扱規程</p>			
<p>6-3-4-18 (02)大学院博士前期課程・後期課程リサーチ・アシスタント(RA)採用状況</p>			

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p1	再掲
	6-4-1-01 (02)令和2年度大学院授業時間割		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p1	再掲
	6-4-1-01 (02)令和2年度大学院授業時間割		再掲
	・シラバス		
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス(15回②)		再掲
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス(23回)		再掲
6-2-1-05 (02)令和2年度シラバス(30回)		再掲	
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス(15回②)		再掲
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス(23回)		再掲
	6-2-1-05 (02)令和2年度シラバス(30回)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (02)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス(15回②)		再掲
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス(23回)		再掲
6-2-1-05 (02)令和2年度シラバス(30回)		再掲	

<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p>	<p>・CAP制に関する規定</p>		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則 1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則</p>	<p>第29条の2、第31条</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料 6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧</p>	<p>p83-86</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組6-4-A] 院生室は24時間使用可能になっている。さらに、離島の3カ所（宮古、八重山、久米島）に遠隔教室を設け、ICTによる授業や本大学と同様な図書検索システムなどの活用などができるようになっている。</p>	<p>6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧</p>	<p>p83-85</p>	<p>再掲</p>

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

〔活動取組6-4-A〕 院生室は24時間使用可能になっている。さらに、離島の3カ所(宮古、八重山、久米島)に遠隔教室を設け、ICTによる授業や本大学と同様な図書検索システムなどの活用などができるようになっている。

【改善を要する事項】

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (02)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (02)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-4-06 (02)沖縄県立看護大学大学院履修規程	第6条	再掲
	1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則	第35条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-4-06 (02)沖縄県立看護大学大学院履修規程	第6条	再掲
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p128-130	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (02)2018/2019年度博士前期・後期課程成績分布表(非公開)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (02)令和元年度第9回研究科教務委員会議事録及び令和元年度第10回研究科教務委員会議事録(非公開)		
	・GAP制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-03 (02)2019年度第12回研究科教務委員会議事次第(非公開)		
	6-6-3-04 (02)令和元年度第12回大学院研究科委員会議事録要旨(非公開)		
	6-6-3-05 (02)大学院成績評価のガイドライン		
	6-1-1-01 (02)沖縄県立看護大学大学院学位規程	第8条	再掲
	6-3-4-01 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究所博士前期課程学位審査に関する内規	第2条、第3条、第10条～第14条	再掲
6-3-4-02 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究所博士後期課程学位(課程博士)審査に関する内規	第9条～第12条	再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-4-06 (02)沖縄県立看護大学大学院履修規程	第6条2項	再掲
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p128	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (02)不服申し立ての報告 令和元年度前学期の成績について		
	6-6-4-02 (02)令和元年度第8回研究科教務委員会議事録(非公開)		
	6-6-4-03 (02)令和元年度第7回大学院研究科委員会議事録要旨(非公開)		

・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-02 (02)令和元年度第8回研究科教務委員会議事録（非公開）		再掲
6-6-4-03 (02)令和元年度第7回大学院研究科委員会議事録要旨（非公開）		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則	第36条～第38条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-6-3-03 (02)2019年度第12回研究科教務委員会議事次第(非公開)		再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-4-01 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士前期課程学位審査に関する内規		再掲
	6-3-4-02 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士 後期 課程学位(課程博士)審査に関する内規		再掲
	6-3-4-06 (02)沖縄県立看護大学大学院履修規程	第6条(3)(4)	再掲
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p64、p65-67	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-6-3-03 (02)2019年度第12回研究科教務委員会議事次第(非公開)		再掲
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	1-3-1-04 沖縄県立看護大学大学院学則	第5節	再掲
	6-1-1-02 (02)2020年度院生便覧	p64、p65-67、p99-106	再掲
	6-2-1-01 (02)令和2年度シラバス		再掲
	6-2-1-02 (02)令和2年度シラバス(15回)		再掲
	6-2-1-03 (02)令和2年度シラバス(15回②)		再掲
	6-2-1-04 (02)令和2年度シラバス(23回)		再掲
	6-2-1-05 (02)令和2年度シラバス(30回)		再掲
6-6-2-01 (02)2020年度ガイダンス資料	p4	再掲	

[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-6-3-03 (02)2019年度第12回研究科教務委員会議事次第(非公開)		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-1-1-01 (02)沖縄県立看護大学大学院学位規程	第10条～第12条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-1-1-01 (02)沖縄県立看護大学大学院学位規程	第7条	再掲
	6-3-4-01 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士前期課程学位審査に関する内規	第10条	再掲
	6-3-4-02 (02)沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士 後期 課程学位（課程博士）審査に関する内規	第9条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-6-4-03 (02)令和元年度第7回大学院研究科委員会議事録要旨（非公開）		再掲
6-7-4-01 (02)修士学位論文 - 沖縄県立看護大学			
6-7-4-02 (02)博士学位論文 - 沖縄県立看護大学			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (02)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (02)平成22年度から平成31年度修了生の資格取得者数		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (02)平成24年度から平成31年度 大学院修了後における論文投稿、学会発表数		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (02)平成30年度学校基本調査票抜粋		
	6-8-2-02 (02)平成31年度学校基本調査票抜粋		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-03 (02)修了生の活動等が掲載された新聞記事等		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (02)平成24年度から平成31年度博士課程修了時の大学院生の学習成果に関するアンケート結果（非公開）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (02)平成24年度から平成31年度大学院修了後一定年限を経過した修了生への学習成果に関するアンケート結果（非公開）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (02)平成24年度から平成31年度大学院修了生の就職先施設における大学院教育の成果に関するアンケート結果（非公開）		
	6-8-5-02 (02)博士課程修了生の就職先の管理者からの意見聴取結果（非公開）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
＜活動取組6-8-A＞島嶼保健看護の教育課程修了生の活動	6-8-A-01 (02)島嶼保健看護領域修了生および管理者からの聞き取りから（総括）（非公開）		
	6-8-A-02 (02)島嶼保健看護修了生による離島での実践活動 ポスター		
	6-8-A-03 (02)島嶼保健看護修了生による離島での実践活動 アンケート集計結果		
	6-8-A-04 (02)島嶼保健看護教育課程修了生による学会発表と論文発表等		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
＜活動取組6-8-A＞ 島嶼保健看護の教育課程の修了生は、沖縄県内の離島の医療施設、または、離島医療を支援する施設において看護職として活動し、沖縄県の医療と看護に貢献している。また、実践した看護の成果を論文や学会で発表し、学術的な面からも島嶼保健看護の発展に寄与している。			
【改善を要する事項】			